

金銭管理・生活自立支援事業業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的及び事業概要

支給された保護費及び年金などを自身で管理できない生活保護受給者に対して、金銭管理支援（銀行口座開設支援、日常生活費の管理、公共料金の支払い支援等）を行う。また、日常生活や社会生活の自立に向けて様々な課題を抱える生活保護受給者に対して、生活自立支援（転宅先を探す支援、法テラスへの同行支援等）を行う。

支援の実施にあたり委託する事業者には、企画・立案能力、効率的業務遂行力、他の福祉的事業の業務受託実績等の総合力が求められる。そこで、プロポーザル方式により、広く事業者から提案を募集し、最も適した提案をした事業者を選定することとする。

2 契約期間

令和9年4月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

3 契約内容

仕様書（案）のとおり

4 提案限度額

提案限度額 16,863,000 円（税込）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではありません。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止等取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条第1項の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 スケジュール（予定）

	事項	日程
(1)	募集要項の公表	令和8年10月16日（金）

(2)	質問受付期間	令和8年10月16日（金）から 11月4日（水）午後5時まで
(3)	質問中間締切日	令和8年10月26日（月）
(4)	質問に対する回答期限（中間回答日）	令和8年10月28日（水）
(5)	プロポーザル参加希望書の提出期限	令和8年10月30日（金）
(6)	質問に対する回答期限（最終回答日）	令和8年11月6日（金）
(7)	参加申込書及び提案書類の提出期限	令和8年11月9日（月）から 16日（月）午後5時まで
(8)	第一次審査：書類審査	令和8年12月上旬
(9)	第一次審査結果通知送付	令和8年12月中旬
(10)	第二次審査：プレゼンテーション及び質疑応答	令和8年12月下旬
(11)	契約委員会への選定結果報告	令和9年1月15日（金）
(12)	最終結果通知	令和9年1月中旬から下旬
(13)	契約締結	令和9年4月1日（木）

7 提出書類の配布

(1) 期間

令和8年10月16日（金）から令和8年10月30日（金）まで

(2) 配布方法

区ホームページからダウンロードすること。

トップページ（<https://www.city.bunkyo.lg.jp/>）の「お役立ちリンク」⇒「事業者の方へ」⇒「事業者向けプロポーザル」

8 質問・回答

本プロポーザルの内容について質問がある場合は、次のとおり受け付けるものとする。

(1) 受付期間

令和8年10月16日（金）から11月4日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

電子メール本文にて受け付ける。

文京区生活福祉課メールアドレス：b302500●city.bunkyo.lg.jp

※ ●を@に変換して使用すること。

ア 件名

プロポーザル質問（金銭管理・生活自立支援事業業務委託）

イ 入力内容

事業者名、部署名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス

質問内容は、様式第7号「質問書」に記入して、添付すること。

ウ 回答方法

令和 8 年 10 月 26 日 (月) (中間回答締切日) までに受け付けた問合せ及び質問は、令和 8 年 10 月 28 日 (水) 区ホームページにて回答する。また、中間回答日翌日から令和 8 年 11 月 4 日 (水) 午後 5 時までに受け付けた問合せ及び質問、中間回答日までに受け付けた問合せ及び質問のうち未回答のものについては、令和 8 年 11 月 6 日 (金) (最終回答日) にプロポーザル参加希望書 (様式第 1 号) を提出した全事業者に電子メールにより回答する。

9 応募方法

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は、令和 8 年 10 月 30 日 (金) 午後 5 時までに必ず「プロポーザル参加希望書 (様式第 1 号)」をメールで提出すること。(プロポーザル参加希望書の提出がない事業者は、参加申込書及び企画提案書類の提出はできないため、注意すること。)

(送付先) 文京区生活福祉課メールアドレス : b302500●city.bunkyo.lg.jp

(件名) プロポーザル参加希望書 (金銭管理・生活自立支援事業業務委託)

※ ●を@に変換して使用すること。

また、提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、参加申込書とともに提出すること。

(1) 提出書類

	提出書類	様式	部数
①	参加申込書	様式第 2 号	1
②	提出書類一覧表	様式第 3 号	1
③	企画提案書	様式第 4 号 A 4 判 9 ページ以内 ※作成については「企画提案書等作成要領」を参照	9
④	本業務の人員体制	様式第 5 号	9
⑤	業務受託実績	様式第 6 号	9
⑥	会社組織図	指定様式なし A 4 判	9
⑦	会社概要	指定様式なし A 4 判	9
⑧	見積書	指定様式なし A 4 判	1
⑨	決算書	(貸借対照表、損益計算書、収支計算書等 指定様式なし)	1

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製すること。

① 提出部数等 9 部 (正本 1 部・副本 2 部・選定用 6 部) ※上記(1)提出書類の一覧③～⑦のみ

② 調製方法

ア 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は原本とする。

イ 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は、正本の写しとする。

ウ 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。

なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にある、③～⑦正の写しとする。ただし、提

出書類は事業者の名称その他事業者が特定される情報を記載しないこと。

エ 用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則 A4 判とする。やむを得ない場合は、A3 判を A4 判の大きさに折ったものでも可とする。

オ 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付けること。

カ 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にすること。

キ その他別紙「企画提案書等作成要領」を確認すること。

ク 直近 3 か年分の決算書を併せて提出すること。

ケ 提出にあたっては第一次審査結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。

(3) 提出場所及び提出方法

福祉部生活福祉課（文京シビックセンター 9 F 北側）へ持参すること。

郵送その他の方法により提出された書類は、無効とする。

(4) 提出期間

令和 8 年 11 月 9 日（月）から 16 日（月）までの午前 9 時から午後 5 時まで

10 選定方法及び結果通知

選定はプロポーザル方式により、選定委員によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類審査により、委託候補を上位 3 者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された委託候補事業者から、企画提案書類に基づき、1 事業者当たり 15 分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員会の委員から 20 分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションの説明は、総括責任者が行うこと。

第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を提出すること。

(3) 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査と第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉順位第 1 位、総合評価点の 2 番目に高い事業者を契約交渉順位第 2 位として選定する。

ただし、区が設定した基準点を下回った候補者は、順位に関わらず選定しない。

(4) 結果の通知

第一次審査及び第二次審査による選定結果は、参加事業者に対し書面により通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。

最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者に結果のみを郵送で通知する。

(5) 委託候補事業者の公表

審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表する。

なお、審査結果に係る問い合わせには応じない。

[公表する項目]

- ① 件名、②業務概要、③選定した日、④契約交渉順位第一位の事業者名及び所在地、
- ⑤契約交渉順位第一位の事業者が提案した見積金額、⑥選定結果（不選定者名は番号等に置き換える。）

11 情報公開の取扱い

参加した事業者名については、委託候補事業者に限らず情報公開の対象となる。また、事業者の提出書類等は、情報公開の対象となるが、事業者の正当な利益が害されるおそれがあると区が認めた箇所（ノウハウ、人事に係る情報等）については非公開とする。

12 辞退

参加申込書を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第8号）を令和8年12月3日（木）午後5時までに、参加申込書の提出先まで提出すること。

13 参加申込書等の無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (5) (1)及び(4)に該当する場合は、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約

契約に当たっては、提案内容に基づき、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と仕様内容を協議の上決定する。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第2位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行う。

15 その他

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、本プロポーザル以外に参加する事業者が無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

16 事業担当

文京区福祉部生活福祉課自立支援担当 深田・久保

TEL (03) 5803-1917

FAX (03) 5803-1354

メールアドレス : b302500●city.bunkyo.lg.jp

※ ●を@に変換して使用すること。